

山口県報

平成30年
1月19日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産振興課).....
 - 保安林の指定(美祢市)(森林整備課).....
- 公告
 - 公共測量の実施(監理課).....



山口県告示第十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百二十号)は、廃止する。

平成三十年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

二 報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者

三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間(初回の報告にあつては、平成三十年一月一日から同月二十一日までの間)に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午(初回の報告にあつては、平成三十年一月二十二日正午)

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

山口県告示第十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

美祢市美東町長田字刈股六三四、六三七、字高野六三五、六五九の六、字丸山六三八、字奥高野九九三の一、九九三の三、九九四、九九六、九九七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町長田字刈股六三七・字奥高野九九三の一・九九三の三・九九四・九九七(以上五筆については次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(一〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ更新及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年三月二十三日まで